

しんくみ共済
結婚祝金・出産祝金・入院見舞金の受給申請をされる方へ

諸給付金を受給される場合は、[ご加入の信用組合窓口へお申し出のうえ、申請用紙をお受け取りください。](#) 受給にあたりましては、必ず以下の受給条件ならびに申請についての注意事項をご確認ください。

【受給条件】

1. 結婚祝金・出産祝金は「しんくみ共済・しんくみグループ保険」に1年以上継続してご加入されている方が受給対象者です。
(例) 当初加入日(保険効力発生日) 平成30年1月1日の場合
⇒ 結婚・出産の日付が平成31年1月1日以降であれば受給できます。
2. 入院見舞金は、「しんくみ共済・しんくみグループ保険」の効力発生日後の病気またはケガにより継続31日以上入院された方が受給対象者です。(入院期間の日付が連続していない場合は、対象となりません。)
(例) 当初加入日(保険効力発生日) 平成30年1月1日の場合
⇒ 平成30年1月1日以降の入院(継続31日以上)の期間)であれば受給できます。

【申請についての注意事項】

1. 次の証明書類(いずれもコピー可)を受給申請書に添付の上、ご提出ください。
結婚を申請する場合 : 戸籍謄本(抄本)
出産を申請する場合 : ①戸籍謄本(抄本) または
②「母子手帳の出生済証明書」部分と「受給対象者」
および「お子様」の健康保険証の表面(3点)
入院を申請する場合 : ①入院証明書 ②病院の領収書 など
2. 毎月1日~末日迄にお取引信用組合の窓口を受給申請書および証明書類をご提出されますと、翌月末日頃のお支払となります。
(例) 平成30年5月10日に窓口にご提出された場合
⇒ 平成30年6月末日頃のお支払となります。
3. 諸給付金(祝金・見舞金)を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がない場合には消滅します。